

よくある質問

大項目	中項目	質問	回答
制度について	全般	ドローンに関する制度について、教えてほしい。	ドローンに関する制度については、 国土交通省ホームページ をご確認ください。
制度について	全般	ドローンを飛行させるために国家ライセンス取得は義務なのか。	義務ではありません。
制度について	全般	技能証明に有効期限はあるのか。更新は必要か。	有効期間は3年となります。必要な講習等を受講することによって、技能証明の有効期限を更新することが可能です。
制度について	全般	技能証明の有効期間中に取消し等の処分が行われることはあるのか。	あります。航空法の違反事項に応じた行政処分の内容に従って処分が行われます。
制度について	全般	一等技能証明を取得すれば、二等技能証明で可能となる飛行はできるのか。	一等技能証明と同様の機体の種類及び限定事項で飛行する場合には、可能です。一等技能証明は、二等技能証明を包含します。
制度について	講習・試験について	講習を修了した場合には、学科試験は免除されるのか。	講習を修了した場合においても学科試験は免除されません。受験者には一律同じ試験（CBT（Computer Based Testing））での学科試験を行います。
制度について	講習・試験について	回転翼航空機(ヘリコプター)や飛行機の講習や実地試験は受けられないのか。	12月5日時点では、回転翼航空機(マルチコプター)のみの講習および試験が可能です。回転翼航空機(ヘリコプター)や飛行機につきましても、今後順次開始予定です。
制度について	試験について	学科試験にはどのような種類があるのか。	学科試験は一等無人航空機操縦士と二等無人航空機操縦士の資格の2種類になります。
制度について	試験について	学科試験を受験するために勉強したい。出題範囲はどこを見れば分かるのか。	国土交通省ホームページ内の「 1.無人航空機操縦者技能証明 A.試験全般について と B.学科試験について 」に関連通達を掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。

大項目	中項目	質問	回答
制度について	試験について	実地試験の内容はどこを見れば分かるのか。	国土交通省ホームページ内の「 1.無人航空機操縦者技能証明 C.実地試験について 」に関連通達を掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。
制度について	試験について	一等と二等の試験内容はどう違うのか。	<p>一等技能証明と許可・承認の組合せで飛行が可能となる立入管理措置を講じない飛行においては、飛行経路下に第三者が存在する可能性があります。そのため、一等技能証明を有する無人航空機操縦者は、GNSS等の機体機能に異常が発生した際にも緊急着陸場所まで機体を飛行させる必要があります。</p> <p>第三者が存在しない飛行経路下に機体を着陸させることが可能な二等技能証明より、一等技能証明の試験内容は難易度が高いものとなっております。</p>
制度について	試験について	身体検査に合格する必要があるようだが、検査はどこで受検すればよいのか。	<p>一等技能証明の資格に係る25kg未満の限定解除以外については、条件の付いていない自動車運転免許証の提示をもって身体検査の代替とすることが可能です。また、医師による診断書を提出いただくことでも代替とすることが可能です。身体検査合格証明書の発行については指定試験機関において行いますので、手続き方法の詳細は指定試験機関サイトを参照ください。</p>
制度について	試験について	一等技能証明を受験する際には、二等技能証明を有している必要があるのか。	二等技能証明を有していること、といった条件はありません。
制度について	民間技能認証について	民間ライセンスを所有しているが、国家ライセンスの扱いになるのか。	民間ライセンスが国家ライセンスの扱いになることはありません。国家ライセンスを取得されたい場合には、改めて国家試験を受験し合格する必要があります。
制度について	民間技能認証について	民間ライセンスを所有しているが、国家ライセンスとの違いは何か。	<p>これまでは、飛行の許可承認時に一部の民間ライセンスを保有している場合については、必要な手続きが一部省略できることとしており、こちらの運用は継続となります。一方で、今回新設する国家ライセンスにおいては、①必要な機体認証と操縦ライセンスを取得し、立入管理措置を講じた場合には、これまで飛行の許可承認が必要だったものが原則不要となります。（民間ライセンス所有だけでは許可承認が必要）②第三者上空飛行については、これまで飛行禁止でしたが、必要な機体認証を受けた機体と操縦ライセンスを取得した操縦者が許可承認を受けて飛行させる場合には、飛行可能となります。</p>
制度について	民間技能認証について	民間ライセンスを所有しているが、優遇措置はあるのか。	登録講習機関における講習において経験者コースを選択いただくことで講習時間の減

大項目	中項目	質問	回答
			免措置を受けることが可能です。ただし、講習修了時に行う修了審査は一律同じ内容の審査を受けて合格いただく必要がございます。
制度について	その他	技能証明は海外でも利用することはできるのか。	海外で日本の技能証明を利用することはできません。詳細のルールは各国によって異なりますので、海外で飛行をさせたい場合は対象国のルールをご確認ください。
制度について	その他	技能証明は外国人でも取得することができるのか。	日本国籍でない方も技能証明を取得することは可能です。
制度について	その他	垂直離着陸型の無人航空機の技能証明はないのか。	垂直離着陸型の無人航空機を操縦可能な技能証明とするためには、回転翼航空機(マルチローター)及び飛行機の両方の技能証明を取得していただく必要がございます。
ドローン情報基盤システムについて	システムの利用について	問い合わせはどこへすればよいか。	<p>無人航空機ヘルプデスクにて、電話によるお問い合わせを受け付けております。</p> <p>050-5445-4451 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日祝を除く))</p> <p>※時間帯によって電話がつながりにくい場合がございます。その際は、時間を空けてお電話をお願いいたします。</p>
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	試験受験・講習受講・ライセンス申請するに当たってどのような書類を準備する必要があるのか。	最初に「技能証明申請者番号」をドローン情報基盤システムで取得する必要があります。番号取得には本人確認書類（マイナンバー、運転免許証、パスポート、健康保険証等）が必要になります。取得手順については 操作マニュアル をご確認ください。
技能証明申請者番号の申請手続きについて	申請手続き	技能証明申請者番号とは何か。	技能証明書の交付にあたり必要となる各種手続きにて、申請者を一意に特定するための番号となります。なお、登録講習機関による受講、指定試験機関による受験においても当該番号を使用しますので、受講/受験するにあたり事前に技能証明申請者番号取得申請が必要です。

大項目	中項目	質問	回答
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	近所で通える登録講習機関があるのか知りたい。また、申込みはどのようにすればよいのか。	国土交通省ホームページより登録講習機関の一覧が参照可能です。記載されている連絡先や各登録講習機関のホームページなどからアクセスして申し込み等を行ってください。
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	基本（限定解除なし）と限定解除（目視外飛行、昼間飛行など）は同時に取得することはできるのか。	同じ区分（一等/二等）、同じ機体の種類（マルチローターなど）であれば、同時に取得申請していただくことは可能です。ただし、実地試験についてはそれぞれ別の試験科目になります。基本の試験科目に合格してから限定解除の試験科目に合格する流れになりますが、各種合格証明書（学科試験合格証明書、身体検査合格証明書等）の有効期間内であれば、申請時において基本と限定解除を一括で新規申請可能です。
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	学科試験、実地試験、身体検査に合格し、技能証明合格証明書を受領したが、ドローン情報基盤システムでの申請にあたり必要なもの（情報）は何か。	技能証明申請に必要なものは、以下 2 点となります。 ①技能証明合格証明書（電子ファイル） ※必須 ②講習修了証明書（電子ファイル） ※保有している場合に限る。
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	新規申請して技能証明書（カード）が郵送されるようだが、郵送されてくるまでどれぐらいの時間がかかるのか。	一等技能証明の場合は登録免許税納付後から 10 開庁日、二等技能証明の場合は審査完了後から 10 開庁日を目安としています。（祝日や年末年始等をはさむ場合は、通常よりも時間がかかる可能性がございます。）
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	引越で住所が変更になった。どういった手続きが必要か。	登録情報の変更は、ドローン情報基盤システム上の「技能証明申請者番号の登録情報の確認/変更」より手続きを行ってください。手順については操作マニュアルをご確認ください。なお、技能証明書の再交付については、同システム上の「技能証明書の再交付」より手続きを行うことが可能ですが、12 月 5 日時点では、システムでの再交付手続は行えませんので、希望される場合は無人航空機ヘルプデスクまでご連絡ください。 050-5445-4451

大項目	中項目	質問	回答
			(平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日祝を除く))
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	結婚して名字が変更になった。どういった手続きが必要か。	<p>登録情報の変更は、ドローン情報基盤システム上の「技能証明申請者番号の登録情報の確認/変更」より手続きを行ってください。手順については操作マニュアルをご確認ください。なお、技能証明書の再交付については、同システム上の「技能証明書の再交付」より手続きを行うことが可能ですが、12 月 5 日時点では、システムでの再交付手続きは行えませんので、希望される場合は無人航空機ヘルプデスクまでご連絡ください。</p> <p>050-5445-4451 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日祝を除く))</p>
技能証明の申請手続きについて	申請手続き	技能証明書 (カード) を紛失した。どういった手続きが必要か。	<p>ドローン情報基盤システムの「技能証明書の再交付」より手続きを行う必要がございますが、12 月 5 日時点では、システムでの再交付申請は行えませんので、再交付を希望される場合は無人航空機ヘルプデスクまでご連絡ください。</p> <p>050-5445-4451 (平日 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日祝を除く))</p>
技能証明申請における手数料納付について	手数料について	技能証明申請における手数料額を教えてください。	<p>技能証明の各種申請における手数料額は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請 : 3,000 円 (一等/二等どちらも同額) ・限定変更申請 : 2,850 円 (一等/二等どちらも同額) ・再交付申請 : 2,850 円 (一等/二等どちらも同額) ・更新申請 : 2,850 円 (一等/二等どちらも同額)

大項目	中項目	質問	回答
技能証明申請における登録 免許税納付について	登録免許税について	技能証明申請における登録免許税額を教えてください。	登録免許税額は 3,000 円となります。（一等無人航空機操縦士のみ）
技能証明の申請手続きにつ いて	その他	一等と二等の技能証明書（カード）は別なのか。	技能証明書は 1 人 1 枚となります。一等と二等の両方の技能証明を取得した場合は、両方の情報（限定項目等）が記載された 1 枚の技能証明書（カード）が発行されます。